

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合、あるいは地震災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- 特に、県では、災害が予測された場合あるいは災害が発生した場合の各種対策を速やかに決定し、迅速な応急活動を実施するため災害対策本部室や、各種支援対策の拠点施設として県総合防災センターを設置するなどの準備を進めてきました。
- しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と具体的で実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには広域応援体制の充実を図る必要があります。
- また、応急活動の実施に当たっては、県民にもっとも身近で基礎的な自治体としての市町村の役割が重要になりますので、市町村の事前準備について、県は積極的な支援を行うとともに、広域的対応の必要な緊急輸送路の確保、さらには国との連携などを強化・充実します。東日本大震災では、本県も市町村と協力して被災地への人的・物的支援を実施しましたが、本県が地震災害に見舞われた場合も、様々な機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要があることから、広域応援体制のさらなる充実を図り、平成26年3月に「神奈川県災害時広域受援計画」を策定し、平成28年熊本地震の教訓や法令改正等を踏まえ、令和2年3月に修正しました。
- 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生しましたが、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となります。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めます。
- 「平成28年熊本地震」では、強い揺れが連続し余震も長く続くなど、地震の揺れの怖さを再認識することとなりました。地震が発生した場合は、まずは、自らの身を守ることが何よりも大切です。そのため、地震発生時の適切な安全確保行動の重要性の啓発に努めます。
- また、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティア活動の充実強化を図ります。
- 平成30年6月に災害救助法が改正され、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「政令指定都市」という。）が国から救助実施市の指定を受けることで、救助の実施主体になり得ることとなったことを受け、大規模地震等の災害時に、救助主体が複数になっても、県の広域調整の下で迅速で公平な救助ができるよう、平成30年12月に、「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」を策定しました。
- 令和2年春から続く新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっています。今回のコロナ禍における災害対応の経験を、今後、災害対策の強化に繋げる必要があります。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難情報の見直しや広域避難に関わる仕組みが導入されました。近年頻発する大規模災害の課題や教訓を踏まえた、法令等を含む制度改正などを踏まえ、適切かつ速やかに対策の充実を図る必要があります。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現状】

- 大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- そこで県では、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備したほか、市町村との情報収集・伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強固にするため、県から被災市町村に連絡員を派遣することとしており、この連絡員用の通信手段として衛星携帯電話を導入しました。
- また、県内外の大規模地震等の災害時に、迅速に被災地に赴き、被害情報を収集して県の災害対策本部等に報告する神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。
- 県警察や横浜、川崎両市消防局のヘリコプターテレビ、両市の高所監視カメラ、県警察の衛星通信用映像送信装置からの映像を相互に送受信できる伝送システム等を整備し、災害発生直後の被害情報等がほとんど入手できない状況においても、映像による被害概況を把握して、対策を検討できる体制を整えています。なお、県警ヘリコプターについては、県全域において、ヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、県警察ヘリポートのほか海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しました。
- 内閣総理大臣官邸、国の非常（緊急）災害対策本部等と直接の情報通信が可能となる「中央防災無線システム」や、国や他都道府県との情報連絡を行う「消防防災無線システム」を整備しています。
- さらに、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する地震計を結ぶ「震度情報ネットワークシステム」を整備し、震度情報をリアルタイムで収集するとともに、災害対策本部員に対し携帯電話を利用して参集情報のメール配信を行います。
- また、県は、災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めます。
- 市町村においては、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉配信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線システムを連動させるなど、県民に対する災害情報の伝達体制の充実に努めており、特に津波警報等に関しては、市町村からの伝達に加え、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に緊急情報を配信する緊急速報メールについて、気象庁が発信する緊急情報のほかに、万が一、気象庁が第1報で発表した警報時の津波予想高を超える津波予想が発表された場合などは、政令市にあっては、津波のハザードマップで浸水が想定されている沿岸区等に設定したうえで、県からも必要な情報を緊急速報メールとして配信することとしています。
- また、県は、民間気象会社と共同で、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト「かながわ減災プロジェクト」（注1）を開設し、県民自らが災害を回避し、被害を軽減する取組を進めています。
- さらに、県は市町村と協力し、市町村が発信する避難情報の緊急情報を、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて迅速に伝達するLアラート（災害情報共有システム（注2））を導入し、運用しています。
- 情報通信分野におけるデジタル技術の革新が進む中、情報収集や救出・救助、被災者支援など、災害対応のあらゆる場面で、AIやデジタル技術を活用し、災害対策の高度化を促進する、防災におけるDXの推進が必要となっています。

（注1） 県と民間気象会社が共同で開設した、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト

（注2）市町村が避難指示などの緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステム。総務省が全国普及を進めています。

（注3） 住民一人ひとりの避難と災害対応機関の意思決定を支援することを目的に、AI防災協議会等が中心となり、開発を進めているシステム。

【課題】

- 日頃の災害対応では、確定被害情報を中心に情報収集を進めていますが、大規模地震発生時には、迅速な初動体制確保や被災者の支援のために必要となる被害状況や応援部隊などの活動状況などの情報を集約し、関係機関で共有する必要があります。
- 市町村の災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制のさらなる拡充が求められています。
- 災害時に情報の収集・提供を円滑に行うためには、システムや体制の整備だけでなく、常にそれらを適切に運用できるようにしておく必要があります。
- 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、情報伝達を行う必要があります。
- 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があります。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要があります。
- 現在、国が開発を進めているSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク）などの積極的な活用を見据えつつ、災害対応の効率化等の観点から、ドローンを活用した情報収集や人工知能（AI）を活用するなど防災・減災におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進する必要があります。
- 本県の災害情報の受伝達の基幹システムとなる防災行政通信網について、最新のICTを再整備により導入し、円滑で着実な運用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努めます。また、災害情報収集や避難対策など災害対応におけるAIやデジタル技術の活用など、防災・減災におけるDXの推進に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）を利用して発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。
- 県は、市町村が行う災害情報受伝達システムの構築と多重化を支援します。
- 市町村が被災により被害状況の報告ができないような場合でも、県は連絡員を派遣し、積極的な情報の収集・伝達に努めるとともに、情報収集の要領をあらかじめ定めるよう努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めます。
- 県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努めます。また、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かします。
- 県及び市町村は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めます。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築・拡充について推進を図ります。
- 県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めます。
- 県は、再整備により情報受伝達の確実性や利便性が大幅に向上した防災行政通信網を用いて、

市町村や関係機関と連携した情報受伝達訓練等を行うことにより、着実な運用を図ります。

【主な事業】

1 災害情報受伝達体制の充実

- 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時の情報収集、伝達体制を充実するため、現状システムの課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [総務局、くらし安全防災局]
- 県は、「災害情報管理システム」の活用により、情報収集能力及び関係機関との情報共有に努めます。また、県民等への迅速な情報提供に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、「防災行政通信網」の再整備により、ネットワークの冗長化による情報受伝達の確実性の強化、稼働状況の常時監視・ウイルス対策などのセキュリティ強化及び被災現場等からの映像伝達機能やWEB会議機能の構築による利便性の向上により、県機関、市町村及び防災関係機関との情報共有をさらに円滑にします。 [くらし安全防災局]

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- 市町村は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者台帳システムの導入や体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]
- 県及び市町村は、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を伝達できるよう、体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災情報の把握や避難者支援、災害情報の関係機関での共有など、災害対応におけるAIやデジタル技術の導入に努めます。 [総務局、くらし安全防災局]

3 報道機関との協力体制の確立

- 県及び市町村は、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど）の協力のもと災害時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制の確立を図ります。 [くらし安全防災局、政策局]

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

- 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保します。 [くらし安全防災局]

5 地震観測情報の収集、伝達体制の確保

- 国及び温泉地学研究所の日常的な地震観測情報や災害時の余震情報など、地震観測情報の収集、伝達体制を確保します。 [くらし安全防災局]

6 システムの適切な管理及び操作の習熟

- 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

資 料

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 3-1-(5) かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現状】

- 県は、平成 11 年 6 月に、知事直轄の組織として防災局を新設し、災害時の応急活動に関する専門スタッフを配置するなど、防災対策全般の中核機能、総合調整機能を強化しました。その後、平成 17 年 4 月には、県民の安全・安心を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全安心まちづくり部門を統合し、「安全防災局」を設置しました。また、平成 30 年 4 月に、消費生活部門を統合し、「くらし安全防災局」となりました。
- 県では、震度情報ネットワークシステムや気象庁からの地震情報を入手した場合、直ちに初動体制がとれるよう、24 時間の情報受伝達体制をとっています。
- また、休日等も含めた勤務時間外の災害発生に備え、知事等幹部職員の携帯電話等による連絡体制、ヘリコプター等による登庁体制を整えており、併せてくらし安全防災局幹部職員は交代で県庁近傍に待機するとともに、くらし安全防災局職員、災害対策本部員等、各地域県政総合センター防災担当職員等は即時参集体制をとっています。
- 県は、津波注意報が県下に発表された場合等に、警戒体制をとります。また、県内で震度 5 弱又は 5 強を観測した場合は、くらし安全防災局が被害状況を把握した上で必要に応じて、また、震度 6 弱以上を観測した場合は、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、本部体制をとることとしています。
さらに、災害対策本部の活動を補完し、市町村への支援体制を強化するため、必要と認めた地域県政総合センターに現地災害対策本部を設置します。
これらの対策を適切に行うため、構造上耐震性を強化し、各種情報機能を装備した災害対策本部室を活用します。
- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示又は総合調整を行う県組織全体の統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施することとしています。
- 災害対策本部には、県内外からの応援部隊の連絡員が参集するため、活動のスペースと情報共有のための情報通信システム等の必要な整備を行い、災害時の統制のとれた応急対策活動に備えています。
- 県は、県内で災害対策本部の設置に至らない地震等が発生した場合であっても、県内市町村間の相互応援が必要となる場合には、災害対策支援本部を設置します。
- 県では、災害等が発生した際に、災害応急業務に全力で取り組むとともに、県民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、神奈川県業務継続計画を策定しています。
- 大規模地震等の災害への対応では、災害対策本部に情報が集約され、本部の下で一元化された対応を行うことが重要です。また、東日本大震災を機に制度化された、市町村等の要請を待たずに物資を供給するプッシュ型支援や、自治体間の職員の相互応援が定着してきており、県としての即応体制を高める必要があります。こうした観点から、平成 30 年度、現地災害対策本部の役割・機能を見直し、災害対策本部に指示・指揮系統を一元化するとともに、現地災害対策本部は、本部では把握できない情報の収集や、応援部隊の活動場所の調整など、県災害対策本部を補完する活動を行うことで、県の防災体制の強化を図りました。
- 平成 30 年 6 月の災害救助法の改正で、県域全体の広域調整を行う県の役割が明確になり、県は、県の広域調整権の下で、県内全域で公平で迅速な救助が行われるよう、資源配分計画を策定しています。

【課題】

- 東日本大震災では、庁舎が地震・津波等により大きな被害を受け、また、防災業務に従事していた職員等が被災するなど、初動期の災害応急対策に支障が生じた市町村が発生しました。こうした

状況を踏まえると、大規模な地震災害の場合、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部室そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要です。

- 刻々変化する被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県との連絡体制の拡充が求められています。
- 災害時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておく必要があります。
- 同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害により、事態が深刻化することを想定しておく必要があります。
- 国のプッシュ型支援や応急対策職員派遣制度が定着し、人的・物的な支援を迅速に受け入れるため、県として総合調整機能を発揮できる体制を確保する必要があります。
- 大規模地震等の災害時に人的資源が制約されるなか、災害対応のための体制が確保できるよう、実効性のある業務継続体制と職員の配備体制の整備が必要です。

【取組の方向】

- 県は、災害対策本部機能を確保するため、適切な職員の配備体制を整えとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとります。また、災害時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、各種業務マニュアルを整備するとともに、複合災害など、様々な場面を想定したより実践的な訓練を実施します。
- 県は、災害対策本部室等が被災した場合に備えて、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。
- 県は、国や市町村及び防災関係機関との連絡体制を拡充します。
- 県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行います。
- 災害対策本部を補完する現地災害対策本部の機能を強化し、災害対策本部の総合調整機能の充実を図ります。
- 県及び市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるよう努めます。
- 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。また、県は災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表について、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認を含む手順等について、あらかじめ市町村と共有し、円滑な公表に努めます。

【主な事業】

1 災害対策本部の組織体制の充実等

- 県は、災害時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置等にも留意します。
[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対策本部における人的・物的支援を円滑に調整するための体制の強化を図ります。
[総務局、くらし安全防災局]
- 県は、災害対応の長期化も想定し、一定期間継続可能な実効性のある配備編成計画の作成に努めます。
[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておきます。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、国の現地対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めるため、災害対策本部の機能を強化します。 [くらし安全防災局]

2 現地災害対策本部の機能強化

- 県は、地域における災害応急対策を円滑に実施し、市町村等と効果的に連携を図るとともに、市町村の被災状況や支援ニーズの把握、応援部隊の活動場所や物資拠点の調整、県災害対策本部との連絡調整などを行うため、現地災害対策本部の機能の充実強化を進めます。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、災害対策本部や現地災害対策本部で災害対応を担う職員の研修や訓練を充実し、災害対応力の強化を図ります。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

- 県は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、県総合防災センターを代替災害対策本部とするための、防災行政通信網代行統制局の機能維持、幹部参集の交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県警察は、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

4 市町村、防災関係機関の組織体制の充実

- 市町村及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

5 業務継続体制の確保

- 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。 [関係局]
- 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。 [関係局]
- 県は、大規模災害発生時の体制確保のための取組並びに令和元年台風房総半島台風等を踏まえ、神奈川県業務継続計画の見直しを行いました。今後も、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じて神奈川県業務継続計画の見直しを行います。また、市町村における業務継続計画の策定を促進します。 [くらし安全防災局]

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

- 救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 県は、大規模地震等の災害時に、被災市町村からの要請を受け、神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）を設置し、県内消防本部と一丸となって広域応援を実施します。
- 市町村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めています。
- 市町村は、消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の検討を進めています。
- 市町村の消防水利は、令和3年4月1日現在、消火栓、防火水槽など合わせて122,192基を整備しています。
- 県は、都市や産業構造の変化に対応した救助・救急、消火活動能力の向上を図るため、県消防学校で消防職員、消防団員、自衛消防隊員等に教育訓練を実施しています。
また、県総合防災センターにおいては市町村消防や応援部隊の活動を支援するための救助用資機材を備蓄するとともに、広域防災活動拠点においても、救助用資機材を備蓄しています。
さらに、大規模地震等の災害により三浦半島や県西部地域に孤立化地域が発生した場合に備え、県西部地域や県内外の陸上自衛隊の基地内備蓄資機材を備えた防災倉庫を設置しています。
- 県は、産学公の連携により、がれき等に生き埋めとなっている被災者を発見、救出する機器の開発を行い、その成果は参画企業による商品化に活かされています。
- 県は、大規模な火災や土砂災害など、単独の消防本部では対応できない災害等の発生時に、県及び県内消防本部が、これをいち早く覚知し、その被害状況等を把握・共有することで、神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の初動対応力を強化する仕組み（以下「Kアラート」という。）を構築するとともに、様々な自然災害現場を再現する実践的で大規模な消防訓練施設（以下「かながわ版ディザスターシティ」という。）を整備しています。

【課題】

- 大規模地震等の災害への対応力強化等の観点から、消防本部の規模を大きくし、消防力の強化を図る「消防の広域化」を推進する必要があります。
- 大規模地震等の災害時の県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の増隊や、消防学校の教育訓練機能の強化等による部隊の量的質的充実を図る必要があります。
- 大規模地震等の災害時に対応できる消防力を強化するため、施設・設備の整備の充実と資機材・食料・燃料等の確保、消防職員及び消防団員の教育、訓練の充実、消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の代替機能の確保が課題となっています。
- 大規模地震等の災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。
- 大規模地震等の災害時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる仕組みが必要となっています。
- 高層建築物の建設が進む中、大規模地震等の災害時のエレベーター停止に備えた、救出救助体制の確保が必要です。
- 火災件数が減少傾向となり、消火活動の経験が少なくなる中、消防職員の消火に関する対応力強化が必要です。

【取組の方向】

- 市町村は、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、消防力の強化のための取組を推進します。

- 県は、県内消防の広域応援体制を強化するため、応援部隊の整備に対し、支援を行い、部隊の増隊を促進するとともに、消防学校の教育訓練等を通じた部隊の量的質的向上を図ります。
- 県は、消防の広域化など市町村における消防力の充実を図るための取組を支援するとともに、消防職員及び消防団員の能力向上を図るため、県消防学校の教育内容の充実を図ります。
- 市町村は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食料・燃料等の確保を進めます。
- 市町村は、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。
- 県は、市町村が実施する救助・救急、消火活動などにおける広域応援部隊の地域の活動体制を支援するため、救助用資機材などの整備を推進します。
- 市町村は、地震時における火災防止に係る知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等へ消火、防火教育を行います。
- 県は、県総合防災センターにおいて自主防災組織リーダー等研修や自主防災組織リーダー等レベルアップ研修を実施するなど、自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火、防火教育を支援するとともに、自主防災組織の活動を県のホームページで紹介する取組を実施する等、県民に対して広く防災知識の普及や自主防災組織の強化を図ります。
- 県及び市町村は、神奈川県内消防広域応援実施計画等を必要に応じて見直すとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化します。
- 県及び市町村は、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。
- 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティを活用することで、迅速な初動体制の確保や災害対応力強化に努めます。
- 災害時のエレベーター停止による閉じ込めや、上層階に取り残された方の救出救助が円滑に行えるよう、保守事業者との連携や訓練の充実に努めます。
- 県は、実際の火災を想定した実践的な訓練などを通じて、消火技術の向上を図ります。

【主な事業】

1 ヘリコプター等の活用

- 県は、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、職員への無人航空機（ドローン）操作研修を実施し、災害発生時における映像情報収集の強化に努めます。 [くらし安全防災局]

2 救助用重機の確保

- 県及び市町村は、大都市における地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。 [くらし安全防災局]

3 救急救命体制の強化

- 県は、神奈川県救急医療情報システムを医師会など関係機関と協同して運営します。また、救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。 [くらし安全防災局、健康医療局]
- 県は、救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育を効率的かつ効果的に実施するための資機材等の充実を図ります。 [くらし安全防災局]

4 消防職員の資質向上

- 県は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研

修など特別教育を充実します。 [くらし安全防災局]

- 県は、消防職員の消火技術の向上を図るため、二次元コードから動画が視聴できるテキストの開発・活用や、実際の火災現場を再現し、実践的な訓練が可能となる訓練施設を整備します。 [くらし安全防災局]

5 市町村消防の強化

- 県は、消防の広域化や将来の消防の広域化に向けた消防指令センターの共同運用などの市町村の消防力強化に向けた取組を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村消防力の充実・強化を図るため、防災用資機材等の整備を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、広域応援に資する資機材、車両等の整備を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、Kアラートやかながわ版ディザスターシティを活用し、市町村消防力の強化に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。
- 市町村は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。
- 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めます。

6 孤立化対策の推進

- 県及び市町村は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。また、県は、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、県土整備局]
- 市町村は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。県は、市町村の取組を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、大規模地震等の災害により孤立地域が発生した場合に備え、県西部地域や自衛隊の駐屯地に設置している防災倉庫の資機材の点検・整備を行います [くらし安全防災局]

7 広域応援体制の強化

- 県は、災害時における県内の広域応援及び全国の消防機関により編成された緊急消防援助隊による県外からの応援が速やかに行われるよう、神奈川県緊急消防援助隊受援計画を必要に応じて見直します。 [くらし安全防災局]
- 県は、大規模地震等の災害時に、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や他の自治体からの応援を、迅速かつ効率的に受け入れられるよう、神奈川県災害時広域受援計画を必要に応じて見直します。 [くらし安全防災局]
- 県は、消防隊等の広域応援を支援するため、県総合防災センターの機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]

8 資機材・装備の強化

- 県は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備や備蓄、無線機の増強等警察装備の充実を図ります。 [くらし安全防災局、警察本部]

資料

3-3 市町村消防計画の基準

第4節 警備・救助対策

【現状】

- 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には早期に警備体制を確立し、大地震が発生した場合には県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、県民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 県警察等は、災害発生時における情報収集活動のため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入しています。
- 海上においては、第三管区海上保安本部が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における海上交通安全の確保、避難対策、社会秩序の維持、船舶等への情報提供及び地震災害が発生した場合における人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。
- 県警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。

【課題】

- 大地震が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく必要があります。
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、発災に備えた行動を迅速・的確に行う必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、各種の応急対策に必要な装備・資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。また、県警察本部庁舎が被災した場合に備えるため、代替施設を整備します。
- 第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

1 警察署等の耐震化

- 県警察は、大規模地震等の災害発生時に、指揮本部や活動拠点となる警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組めます。また、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

2 救出救助用資機材の整備

- 県警察は、大規模地震等の災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。 [警察本部]

3 応援部隊の受入体制の確立

- 県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。 [警察本部]

4 協力体制の確立

- 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。

第5節 避難対策

【現状】

- 県は、市町村が、広域避難地（場所）を選定する際の参考基準を定めるとともに、市町村と調整し、広域避難地（場所）等として県施設を提供しています。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、市町村は、災害から迅速に避難するための指定緊急避難場所、避難者が一時的に滞在するための指定避難所を指定し、住民に周知することが義務付けられました。
- 市町村は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難情報の発令基準、伝達方法、避難場所や避難路の指定等を行っています。避難所としては、小・中学校等の公的施設を中心に法に基づき指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 県は、市町村の避難所の設置運営の参考となるよう、神奈川県避難所マニュアル策定指針（以下「避難所マニュアル策定指針」という。）を定め、平成 30 年 3 月には国の新たな指針やガイドライン、平成 28 年の熊本地震の教訓などを基に修正しました。
また、令和 2 年 6 月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、集団感染の発生が懸念される避難所における感染対策に万全を期すため避難所マニュアル策定指針を修正し、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を作成しました。
- 県は、避難所における避難者のプライバシー保護、避難所生活環境の向上や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う飛沫感染防止対策に活用できるよう令和元年 12 月に「災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定」を締結しました。
- 県は、災害救助法が適用される大規模地震等の災害に備えて、応急的な住居として応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理を行うため、関係団体と協定を締結しています。
- 県は、大規模地震等の災害の発生に際し、応急仮設住宅を迅速・的確に供給するための神奈川県応急仮設住宅供給マニュアルや住宅の応急修理マニュアルなどの被災時の住宅対策に関する各種マニュアルを作成しました。
- 平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、国において、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。また、令和 3 年 5 月に災害対策基本法の一部が改正され、市町村の地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が市町村の努力義務とされました。
- 平成 30 年 7 月豪雨では、様々な防災情報や避難情報が避難に生かされなかった事例が指摘されています。7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの身は自ら守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組を強化する方向で、平成 31 年 3 月、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供を行うことなどが示されました。
- 県は、令和 2 年 6 月より、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、県所管域の市町村に対して、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の避難対策に向けた情報提供や必要に応じて、事前に県の宿泊療養施設に搬送、避難させる仕組みを構築し、運用しています。

【課題】

- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の速やかな指定を行い、指定した指定緊急避難場所及び指定避難所について、日頃から住民等へ周知する必要があります。
- 市町村長は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、避難支援等を実施するための基礎と

する名簿を作成する必要があります。

- 県は、津波浸水想定を踏まえ、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める必要があります。
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる必要があります。
- 大規模地震等の災害時には、多くの被災者が発生します。また、避難生活が長期にわたる場合には、避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食料や生活必需物資の管理の問題や、配布の遅れなどが生じるおそれがあります。
- 平成28年熊本地震では、強い揺れへの不安など、様々な理由で、多くの避難者が、車中泊など避難所以外の場所で避難生活を送ったと指摘されています。車中泊などは避難者の把握や適切な支援が難しくなるため、平時から抑制を図る取り組みを検討するほか、抑制しても被災の状況によって、事実上発生してしまうとの認識で、地域の実情に応じて、適切な対応方法を検討しておくことが必要です。
- 避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。
- さらに、地下街、ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時から利用者への広報等の安全確保対策を地元の市町村と連携して効果的に行う必要があります。
- 応急仮設住宅の供給に当たっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが必要です。このため、建設による応急仮設住宅の供給とあわせて、公営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮した多様な対策がとれるよう、市町村や関係団体との連携による供給体制や事前対策が必要となります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、大規模地震等の災害時に県域全体として、公平で迅速な供給を行うための体制を確保する必要があります。
- 大規模地震等の災害に伴い、飼主が負傷したり行方が分からなくなった場合や避難所において飼育が困難になった場合は、犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策が必要となります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制、避難誘導體制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、早急に、異常な現象の種類ごとに指定する指定緊急避難場所及び指定避難所の適切な指定を行い、地域住民への徹底した周知を行う必要があります。また、随時に指定施設の見直しに努め、地域住民の安全な避難先を常時確保します。
- 県は、市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するとともに、その耐震化、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。あわせて、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実します。
- 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。

- 地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。
- 沿岸地域は、観光客が訪れることも多いことから、津波避難ビルの指定を促進する必要があります。県は、市町と連携して津波避難ビルの指定を進めるとともに、市町が、津波避難タワーなど津波避難施設や津波避難路などの整備を行う際には、県として財政支援を行うなど、市町の取り組みを支援します。
- さらに、県と沿岸市町は連携して、津波災害警戒区域の指定を促進するとともに、津波災害特別警戒区域の指定について検討を進めます。また、津波対策訓練を実施し、沿岸住民や海浜利用者の早期避難意識の向上を図ります。
- 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定や当該農地における防災訓練の実施に努めます。
- 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難や広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めます。

【主な事業】

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保及び整備

- 市町村は、災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む）を指定し、日頃から住民等への周知徹底や災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めます。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができますが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めます。
- 県は、市町村が広域避難地（場所）を選定する際に参考となる基準を定め、市町村による避難場所の指定拡大に協力します。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとします。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努めます。
- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めます。
- 県は、大規模地震発生により、市町村単独での指定避難所の確保が困難となるおそれがある場合や二次災害発生の危険がある場合に備え、市町村域を超えた広域避難及び広域一時滞在の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定拡大に協力するため、また、帰宅困難者や被災者の一時受入など地域における防災対策の拠点として活用できるよう、県立学校及び公の施設の耐震化や備蓄の充実に努めます。 [教育局ほか関係局]
- 県は、アドバイザーの派遣等により指定避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。指定避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めま

- す。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、指定避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図ります。 [くらし安全防災局]
 - 県は、市町村による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。 [総務局ほか関係局]
 - 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。 [県土整備局]

2 避難計画の策定

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、住民への周知に努めます。
- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び市町村はその支援に努めます。
- 施設管理者等は、気象庁などからリアルタイムで発信される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講じます。また、市町村や消防団、地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにするなどの工夫に努めます。

3 避難所の運営管理

- 県は、新たな感染症のまん延など、避難対策を巡る環境の変化に対応し、より良い避難所運営管理を実現するため、必要に応じて避難所マニュアル策定指針を見直します。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営管理を行います。また、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努めます。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めます。

さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、食物アレルギーに配慮した食料等の備蓄に努めます。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。

この他、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。

- 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めます。また、警察、病院、女

性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めます。

- 市町村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めます。
- 県は、市町村の避難所の運営管理を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めます。
また、市町村の避難所運営を支援するため、県職員や県内外の自治体からの職員応援を円滑に行う体制整備に努めます。 [くらし安全防災局]

4 避難所外避難者への対策

- 市町村は、関係省庁等と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

5 住民への周知

- 市町村は、災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定緊急避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について説明するよう努めます。
また、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努めます。
- 市町村は、日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めます。
- 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めます。また、沿岸地域においては、津波情報看板や標高・海拔表示板などを利用して津波に関する情報を併せて表示するなどの工夫に努めます。

6 避難訓練

- 市町村は、指定緊急避難場所への住民参加の避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図ります。

7 応急仮設住宅等

- 県は、応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、津波にも配慮した建設候補地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、災害時における供給体制を強化します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ関係団体とも調整のうえ体制を整備します。 [くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた市町村との役割分担と協力関係を明確にします。 [くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、市町村及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の供給に関する訓練を実施します。 [くらし安全防災局、県土整備局]
- 県は、建設型応急住宅の設置計画の策定に関する事務オペレーションを円滑に実施するため、救助実施市や関係団体と連携した訓練等の充実に努めます。 [県土整備局]

- 県又は救助実施市は、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、二次災害に十分配慮したうえで、建設型応急住宅を速やかに設置するなど、被災者の応急的な住まいを早期に確保します。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めます。 [県土整備局]
- 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。
- 県は、市町村及び神奈川県土地家屋調査士会との協定に基づき、住家被害の調査担当者のための研修機会の拡充を図ることなどにより、災害時の住家被害調査の迅速化を図ります。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。

8 ペット対策

- 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 [健康医療局]
- 市町村は、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。
- 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等とともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

9 地下街、ターミナル駅等の対策

- 県及び市町村は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。 [くらし安全防災局、県土整備局]

10 感染症対策

- 県及び保健所設置市の保健所は、感染症との複合災害に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、感染者等が危険エリアに居住しているか確認が行える体制の確保に努めます。また、市町村の防災担当部局との連携の下、感染者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、感染者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めます。 [健康医療局、くらし安全防災局]
- 市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めます。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとしします。

- 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めます。

資 料

- 3-5-(1) 市町村別指定緊急避難場所等の指定状況一覧表
- 3-5-(2) 市町村避難計画の主な策定項目
- 3-5-(3) 神奈川県大震火災避難対策計画の概要
- 3-5-(4) (一社)プレハブ建築協会等における応急仮設住宅建設能力一覧表
- 3-5-(5) 避難所マニュアル策定指針の概要
- 3-5-(6) 市町村別指定避難所等の指定状況一覧表
- 3-5-(7) 県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋

第6節 帰宅困難者対策

【現状】

- 県の地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、61万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しています。
- このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、危険な状態になるとともに、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定されます。
- 帰宅困難者対策については、平成23年3月の東日本大震災で大量の帰宅困難者が発生した教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、国、近隣都県市、民間企業等で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下「国の協議会」という。）が設置され、平成24年9月に最終報告がありました。県としても、報告の具体的な取組内容に基づき、対策を進めていきます。
- 東日本大震災では、首都圏においても大量の帰宅困難者が発生し、駅周辺を中心に混乱等が発生しました。国の協議会の推計では、本県でも約67万人の帰宅困難者が発生したと考えられています。
- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、通勤・通学時間帯に発生したことに伴い、多くの通勤・通学者等の帰宅困難者が発生しました。首都圏に位置する本県では、通勤時間帯も含め、様々な時間帯の発生を想定した対策を検討する必要があります。
- 本県では、大規模な地震の発生が懸念されており、こうした地震に備えて帰宅困難者対策を行政、防災関係機関、民間などあらゆる主体が協力して、一層具体化していく必要性があります。

【課題】

- 帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたりますが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、地震による多数の死傷者・避難者が想定される中において行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要です。
- 帰宅困難者対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等（団体を含む。以下同じ。）がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが必要です。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、地震が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合には、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要があります。
- 県内には、横浜、鎌倉、箱根等有数の観光地と、多くの人が利用する横浜駅、川崎駅などがあり、地震の発生時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の発生が予想され、帰宅困難者に対する情報の提供や家族の安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含めた帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、帰宅困難者の発生を抑制するため、市町村とも連携しつつ、企業・県民に対し、一斉帰宅抑制の周知を図ります。
- 県は、企業ごとに作成する事業継続計画（BCP）における帰宅困難者対策の取組を促進します。
- 県は、市町村が開設する一時滞在施設の不足に備えて、駅周辺の県有施設を一時滞在施設として提供することとし、そのための飲料水等の整備に取り組みます。
- 県は、帰宅困難者用の飲料水等の物資を整備する市町村の取組を支援します。
- 県は、主要ターミナル駅を中心として、帰宅困難者対策を検討するために鉄道事業者、警察等関係機関が参加した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組みます。

- 災害発生時の交通機関停止時に、主要駅周辺における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努めます。

【主な事業】

1 一斉帰宅抑制の周知

- 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。 [くらし安全防災局]
- 九都県市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知します。 [くらし安全防災局]

2 企業等の取組の促進

- 県及び市町村は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者対策チェックシートを活用し、帰宅時、通勤時の対応も含めた企業の帰宅困難者対策の促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県が実施している帰宅困難者対策取組企業公表制度において、帰宅困難者対策に取組む企業等やその取組を公表することにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図り、企業等の取組を促進します。 [くらし安全防災局]
- 県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。 [産業労働局]

3 避難対策

- 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、県内のターミナル駅等を中心に、県、市町村、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や災害時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。 [くらし安全防災局]

4 徒歩帰宅者対策

- 九都県市は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図るとともに、住民への周知に努めます。 [くらし安全防災局]

5 訓練の実施

- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四州市・神奈川県石油協同組合)
- 3-6-(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)
- 3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・日産自動車株)
- 3-6-(4) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四州市・神奈川県理容生活衛生同業組合)

第7節 要配慮者等に対する対策

【現状】

- 県は、要配慮者等が利用する施設の安全確保対策として、県立社会福祉施設の耐震診断を実施して、要補強施設について順次耐震工事を行うとともに、災害時の緊急食料や防災資機材の整備を行ってきました。また、民間社会福祉施設の耐震診断、耐震工事に対する支援を行っています。
- さらに、県は、市町村における要配慮者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や障害者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」を作成するとともに、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しています。
- 社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設に実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 県は、病院、診療所等の施設管理者に対し、入院中の寝たきりの高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室に収容するなどの指導を行っています。
- また、津波予報区の東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報等が発表された場合、緊急速報メールにより該当する津波予報区沿岸地域の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に、気象庁から緊急情報が一斉に配信され、万が一、気象庁が第1報で発表した警報時の津波予想高を超える津波予想が発表された場合などは、政令市にあっては、津波のハザードマップで浸水が想定されている沿岸区等に設定したうえで、県からも必要な情報を緊急速報メールで配信することとしており、これにより、聴覚障害者も津波に関する緊急情報を確認できるようになっています。
- 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施します。
また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難誘導の標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行っています。
- 県は、大規模地震等の災害時に備え、福祉関係団体等と連携し高齢者や障がい者など要配慮者に対する福祉支援体制（かながわ災害福祉広域支援ネットワーク）を構築しています。
また、県は、避難生活における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止を図るため、福祉関係団体等と連携し、避難所等において要配慮者に対する福祉支援を行う神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）を設置しています。

【課題】

- 社会福祉施設や病院、診療所における施設の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。
- 市町村は、要配慮者のうち、避難について特に支援が必要な住民である「避難行動要支援者」の把握に努め、生命又は身体を災害から守るために行う措置の基礎となる「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成及び活用を図る必要があります。
- 市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行う必要があります。
- 市町村は、地震等災害発生時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。県及び市町村は、緊密な連絡体制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院、診療所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。
- 新潟県中越地震や平成28年熊本地震では、車中避難を行った人の中から、エコノミークラス症

候群による死者が発生しました。「直接死」だけでなく、災害後の避難の長期化等によって引き起こされる「災害関連死」への対策を図る必要があります。

- 東日本大震災では、死者数のうち約65%が60歳以上の方であり、高齢者をはじめとした要配慮者等に係る津波対策を進める必要があります。

また、本県においても、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなったため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。

- 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の理念を踏まえ、障害者を含め、全ての被災者が安全・安心に避難生活が送れるよう、対策を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地震等災害発生時、避難誘導、救助等において、要配慮者等の状況に配慮した適切な対応を行います。また、各種マニュアルの見直しについて検討します。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図ります。
- 県及び市町村は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設や県立特別支援学校等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努めます。
- 県及び市町村は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。

【主な事業】

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を市町村地域防災計画で定めます。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局と連携し、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関して市町村長が必要と認める事項を記載します。
- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めます。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関して市町村長が必要と認める事項を記載します。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、状況の変化等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎が被災した場合等においても、支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めます。
- 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意（個別避難計画については避難支援等実施者の同意）、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿、及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ります。その際、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じます。

- 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとします。
- 県は、個別避難計画の作成に取り組む市町村に対して、財政面、技術面からの支援に努めます。
[くらし安全防災局 福祉子どもみらい局]
- 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めます。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めます。
- 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めます
- 県は、保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。[福祉子どもみらい局]
- 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

2 避難誘導、搬送等

- 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- 市町村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとします。
- 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めます。

3 避難対策

- 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努めます。
[福祉子どもみらい局、健康医療局ほか関係局]
- 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアが必要な者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努めます。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めます。
- 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとします。
- 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示します。
- 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めます。
- 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。
また県は、必要に応じて協定の促進に努めます。
[福祉子どもみらい局]

- 県及び市町村は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む）の設置やあっせんに努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。 [福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局]

4 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者等は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。県は、市町村と連携して社会福祉施設等の被災状況の情報収集体制を整備するとともに、必要な情報提供を行います。 [関係局]
- 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育の推進や避難訓練等を実施します。
- 県は、県立社会福祉施設の耐震診断、耐震工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震化に対して財政的支援を行います。 [福祉子どもみらい局]
- 要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。
- 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や市町村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努めます。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ県内や近隣都県における同種の施設やホテル等の民間施設などと施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導します。また、その内容を県に登録するよう要請します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ります。 [福祉子どもみらい局]

5 医療体制の整備

- 県は、人工透析患者等の要配慮者に、必要な医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。 [健康医療局]

6 外国人への対応

- 県は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。 [国際文化観光局]
- 市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方について、あらかじめ周知に努めます。
- 県は、外国人旅行者が災害時において、より正確な情報収集が可能となるように、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努めます。 [くらし安全防災局、国際文化観光局]

7 マニュアルの修正

- 県は、「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。 [健康医療局ほか関係局]

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

【現状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため市町村では、住民の身近な場所に耐震性の貯水槽を整備し、あるいは小・中学校のプールの鋼板化を進めています。
- 県営水道では、応急飲料水の確保のため、災害用指定配水池を 37 箇所指定し、全体で常時およそ 33 万 m^3 の水を蓄えています。これらの災害用指定配水池では、1人当たり約 120ℓの水を提供することができます。
- なお、県及び市町村では、生活用水確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 災害時の被災者用食料の備蓄は市町村で行っています。例えば、サバイバルフーズ（注1）等をはじめとして、アルファ米（注2）、乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食料として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレのほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。
- 県は、災害救助法に基づき、災害救助基金の積み立て運用を行っています。災害救助基金の一部は物資（毛布）に換え、災害時の供与品として備蓄しています。
- さらに県は、県内の企業等と応急食料の取扱いに関する協定等を締結するとともに、県や市町村では、地元業者や各種組合と生活必需物資の流通在庫を利用した調達に関する協定を結んでいます。
- また、県は、災害時の円滑な物資の輸送を確保するため、物流事業者の団体と、物資の輸送や保管に関する協定を結んでいます。
- 県では、災害時に県内外からの救援物資を円滑に受け入れるために、平成 26 年に策定した神奈川県災害時広域受援計画に物資調達の基本事項を定めました。また、救援物資の受け入れに関する具体的な事項を定めたマニュアルを作成しています。

【課題】

- 全県的には備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要があります。とりわけ大量の被災者が集中した場合や孤立化した地域等での備蓄に課題が残ります。
- 東日本大震災や平成 28 年熊本地震では、道路被害や集積場所での人員不足などで、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。
- 平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨では、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されました。発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整える必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制を確保する必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、県民一人ひとりに、災害に備え最低 3 日分、推奨 1 週間分の食料や飲料水等の備蓄や非常持出品の準備に努めるよう要請します。
- 市町村は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食料の備蓄を進めます。
- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。また、県内の市町村とも連携して必要な応援体制を整備します。

（注1） 簡単な調理法で食べられる長期保存（10年）食

（注2） 水又はお湯を加えるだけでご飯にもどる保存食

- 大規模地震等の災害時に、県は広域物資輸送拠点を、被災市町村は物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとします。
- 県、市町村は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築します。
- 県は、物資の調達、輸送に加え、物資の保管、集配についても、民間団体が有する拠点や専門的なノウハウの活用が重要となるため、協定の更なる充実や物資拠点の把握とリスト化などを進めます。
- 県及び市町村は、大規模地震等の災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めます。

【主な事業】

1 飲料水、食料及び生活必需物資等の確保

- 市町村は、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食料、生活必需物資の備蓄を進めます。県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めます。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、災害救助基金の一部として備蓄している物資及び保管場所の適正管理を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査します。 [関係局]
- 県は、市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図ります。 [企業庁]

2 高齢者、障害者等への配慮

- 市町村は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

3 物資の供給体制の整備

- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局、政策局、環境農政局、産業労働局]
- 県は、物資の受援体制を強化するため、民間の物資拠点や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実のほか、災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者等が連携した研究会などを通じて、関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 県と市町村は、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局、地域県政総合センター]
- 県は、市町村や防災関係機関、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受入の訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

- 県は、災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めます。

[くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

資 料

- 3-8-(1) 食料・飲料水備蓄状況一覧表
- 3-8-(2) 衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
- 3-8-(3) 応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
- 3-8-(4) 配水池数量及び有効容量一覧表
- 3-8-(5) 水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(6) 市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(7) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
- 3-8-(8) 耐震性受水槽設置状況一覧表
- 3-8-(9) 配水池設置状況一覧表
- 3-8-(10) 鋼板プール設置状況一覧表
- 3-8-(11) ろ水機（単独）配置状況一覧表
- 3-8-(12) 災害救助用備蓄物資一覧表
- 3-8-(13) 井戸水検査状況一覧表
- 3-8-(14) 生活必需物資の災害時調達先一覧表
- 3-8-(15) 応急食料の調達協定締結先一覧
- 3-8-(16) 応急食料の調達協力企業等一覧

第9節 医療・救護・防疫対策

【現状】

- 県では、大規模地震等の災害時に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫活動が実施できるよう、保健医療救護計画を定めるとともに、災害時には、災害対策本部健康医療部の機能として、保健医療調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。
- 保健医療調整本部には、保健医療調整本部長の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う神奈川県災害医療コーディネーターを設置しています。また、小児・周産期医療分野については、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートします。
- 県では、平時には災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討を行い、災害発生時にはその地域における医療救護活動の本部機能を担う地域災害医療対策会議を原則として二次保健医療圏ごとに設置しています。
また、地域災害医療対策会議には、必要とされる医療支援が被災地（地域）へ迅速かつ的確に提供されるよう神奈川県地域災害医療コーディネーターを設置しています。
- 政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する専門家を配置します。
- 県では、災害時に負傷者の受入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的な役割を担う施設として災害拠点病院を指定しています。また、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、医療救護活動へ協力する病院として災害協力病院を指定しています。
- 県では、災害の急性期（概ね災害発生後 48 時間以内）に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T）を編成する「神奈川DMA T指定病院」を指定しています。また、県内で発生した災害に対応するための専門的なトレーニングを受けた医療チーム（神奈川DMA T-L）を編成する「神奈川DMA T-L指定病院」を指定しています。
- 県では、被災地域で精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム（かながわDPAT）を整備しています。
- 医療機関の被害状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる厚生労働省の「広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）」(注)を活用しています。
- 各県立病院では、医薬品の在庫を確保し、患者用非常食を概ね7日分備蓄するとともに、災害用医療資材や折りたたみベッドなどを整備し、災害時の負傷者の受入れに備えています。
また、救護所などに派遣される救護班用として応急衛生材料セットを備蓄し、救護班を派遣できる体制を整えています。
- 県立病院を災害拠点病院や周辺地域の医療救護を行う病院として整備することとし、建築物の耐震診断と耐震化工事、ガラス飛散防止工事などを行っています。
また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、水は受水槽等に通常使用の約0.5日～1.5日分を確保し、受水槽、高架水槽、院内配管の耐震化を行うとともに、井戸や造水機を設置しています。さらに、非常用自家発電設備の改修や分散型電源の導入、移動式小型発電機の配備などを行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。
- 県保健福祉事務所の機能を充実・強化するために、防災倉庫を設置し、災害用医療資材、テント、折りたたみベッド、造水機、発電機、簡易トイレ、食料などを備蓄しています。

(注) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）とは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

- 県では、災害発生時における円滑な医薬品等の確保・供給を図るため、県医薬品卸業協会と協定を締結して、共同で迅速な在庫の把握・出荷を可能とする体制を整備しています。
また、救護活動に必要な医薬品等を優先的に供給するため、県医薬品卸業協会等と、血液製剤については、日本赤十字社神奈川県支部と協定を締結しています。
- 県では、災害時に災害拠点病院、災害協力病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、公立病院、県医師会等に救護班等の派遣を、神奈川DMA T指定病院に神奈川DMA T、神奈川DMA T-L指定病院に神奈川DMA T-Lの派遣を要請し、厚生労働省等に対しては、DMA Tの本県への派遣を要請します。
また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会、県助産師会、かながわ鍼灸マッサージ推進協議会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。
なお、県は、救護班等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては神奈川県地域災害医療コーディネーターを活用するものとし、その際、救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めます。
- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 近隣都県等との相互応援協力について、九都県市災害・救急医療連絡会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）において「広域医療連携マニュアル」を作成し、具体的方策も含めた体制を整えています。
- 防疫対策としては、日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県は市町村との連携のもとに感染症に罹患した患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒、接触者の健康診断や疫学調査などの予防措置を迅速・的確に講じています。また、原則、入院治療が必要な感染症について、一類感染症(エボラ出血熱、ペスト等)、二類感染症(中東呼吸器症候群(MERS)、結核等)及び新型インフルエンザ等感染症については、都道府県単位で指定する第一種感染症指定医療機関で入院治療を行い、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、2次医療圏単位で指定する第二種感染症指定医療機関で入院治療等を行うことにより、医療体制の確保を図っています。

【課題】

- 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護活動においては行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。
- さらに、迅速に保健医療調整本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。
- 災害拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・設備の整備のほか、医薬品、食料の備蓄等の災害時医療機能の充実が必要です。
さらに、災害拠点病院の機能を強化するため、要員の訓練・研修が重要です。
- 災害時に速やかにEMISを通じて、各医療機関との情報受伝達を行うため、災害時運用体制の確立が必要です。
- 大規模地震等の災害時には病院の機能低下が懸念されます。そのため、緊急に手術等を必要とする重篤患者等を被災地外の医療機関に搬送するため、国の「広域医療搬送計画」と連携した県内の体制の確立が必要です。
また、都道府県間の相互応援協定に基づく医療救護活動の具体的連携体制の確立が必要です。
- 各二次保健医療圏の医療機関及び災害時に設置される救護所の体制づくりが重要です。
- 大規模地震等の災害時の保健医療救護の内容は、阪神・淡路大震災の場合、急性期は外科系が主

であり、3日目以降は感染症などの疾患が増加します。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや地震に対する精神的なダメージを訴える被災者が目立ち、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療を必要とするようになります。

このことから、救護班等の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。

また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

- 災害時には、感染症が発生しないよう、市町村と連携し、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。

また、感染症患者が発生したときに、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することも必要です。

- 大規模地震等の災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

【取組の方向】

- 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神奈川県保健医療救護計画」を推進します。
- 県は、医療救護活動を円滑に実施するため、県保健福祉事務所を医療救護支援の拠点として機能強化を図ります。
- 県は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え、災害拠点病院等関係機関との間の通信手段の多重化を推進します。
- 県は、EMISを活用して、災害時の医療救護活動に必要な医療機関の情報を迅速に収集します。
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院の機能強化等に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。
- また、災害拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに拠点病院間のネットワーク化を推進します。
- 県は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、航空搬送拠点・ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等との連携など具体的な対応方を検討します。
- 県は、医療施設の耐震化、病院災害対策マニュアル、業務継続計画の整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。
- 県は、感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、県保健福祉事務所等を拠点として被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療体制の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。
- 病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めます。

【主な事業】

1 情報伝達手段の整備

- 県は、災害拠点病院等関係機関に整備したMCA無線装置の維持・管理及び定期的な情報伝達訓練を行います。 [健康医療局]

2 災害拠点病院の機能強化等

- 県は、災害拠点病院の施設の耐震化や災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備に対して助成します。

また、災害拠点病院の情報の共有化、ネットワーク化を進めます。 [健康医療局]

- 県及び(地独)神奈川県立病院機構は、県立病院の施設の耐震化を進めるとともに、水、電気、燃料などのライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の改修などを計画的に進めます。また、災害時医療資材の更新を進めます。 [健康医療局]
- 県は、災害拠点病院、災害協力病院、神奈川DMAT指定病院、神奈川DMAT-L指定病院の機能強化等に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。 [健康医療局]

3 医療機関相互の連携強化

- 県は、EMISの円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・訓練を定期的に行います。 [健康医療局]
- 県は、広域医療搬送関係機関と連携方策について協議を進めるとともに、情報の共有化、訓練の実施により具体的対応の習熟に努めます。
また、近隣都県と相互応援協力の具体的方策について協議を進めます。 [健康医療局]
- 県は、医療従事者を対象とした災害時医療に関する研修会を開催し、災害時に的確に対応できる知識や技能の習熟を図ります。
また、啓発資料の配布等により訓練実施などの病院内での実践的な防災対策の取組を促進します。 [健康医療局]
- 県は、大規模地震等の災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練や救出救助訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練(ビッグレスキューかながわ)を実施します。 [くらし安全防災局ほか関係局]

4 保健福祉事務所機能の強化

- 県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、地域災害医療対策会議を設置して、市町村、関係団体等との連携を図りながら、救護班や医療ボランティア等の受入れ調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。 [健康医療局]
- 県は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。 [健康医療局]

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

- 災害時用の医薬品の備蓄については市町村が行いますが、県は、市町村から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 [健康医療局]
- 県は、医療用ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商協同組合と連携し、医療用ガス、医療機器及び歯科用品の適正な供給体制の整備を進めます。
また、災害時、県と県薬剤師会、県医薬品卸業協会及び協会員との間の迅速・適切な情報伝達手段を確保し、医薬品等の円滑な供給を可能とするために整備したMCA無線装置の維持・管理等を行います。 [健康医療局]

6 広域火葬体制の強化

- 市町村は、災害時における遺体対策を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。 [健康医療局]

資 料

- 3-9-(1) 医薬品等の供給に関する協定先一覧
- 3-9-(2) 血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表
- 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表
- 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関
- 3-9-(5) 災害拠点病院一覧表
- 3-9-(6) 災害時の医療救護活動についての協定書
- 3-9-(7) 公益社団法人神奈川県医師会救護隊規程
- 3-9-(8) 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10節 文教対策

【現状】

- 県教育委員会では、この計画に基づき、災害時及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合等における児童・生徒等の生命・身体の安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策等について、「学校防災活動マニュアルの作成指針」を定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。
- また、県では、私立学校の防災計画等の作成のため、国や県教育委員会の取組等について情報提供しています。
- 県立学校が作成する学校防災計画等では、災害時における学校及び教職員の果たす役割を明確にするとともに、学校における対策本部の設置、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講じることとしています。
- また、県教育委員会では、防災教育指導資料を作成し、市町村教育委員会や県立学校に配布しています。
- この他、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の向上を図っています。

【課題】

- 災害に対する日頃からの心構えの大切さと地域の防災リスクに基づいた防災に関する正しい知識などについて学ぶ防災教育や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、学校における防災教育の一層の充実を図る必要があります。
- 児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。
- 避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公立学校は、防災教育の充実や家庭・地域と連携した防災訓練を推進します。
- 公立学校は、学校施設、設備の耐震化を図るとともに、通学路の安全点検を推進します。
- 公立学校は、学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行います。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校の防災計画等の充実を促進します。

【主な事業】

1 学校における防災体制の整備

- 公立学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。 [教育局]
- 公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。 [教育局]
- 公立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。 [教育局]

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 [教育局]
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食料の備蓄及び更新を行います。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の整備を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。 [福祉子どもみらい局]

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [くらし安全防災局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図ります。 [くらし安全防災局、教育局]
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [くらし安全防災局、教育局]

4 文化財の保護

- 県教育委員会は、行政と所有者等との文化財情報の共有化を進め、地震・津波・浸水対策も含めた文化財の防災意識の啓発を図るため、「文化財防災マップ」を作成し、公表しました。 [教育局]
- 県教育委員会は、大規模地震等の災害への事前の備えや、被災後の復旧対策を進めるために設置された、県教育委員会及び市町村教育委員会で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成しました。 [教育局]
- 県教育委員会は、被災時における文化財レスキュー活動の対応等について検討を進めます。 [教育局]

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

- 災害時における災害応急活動の対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
- 東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、「いのちの道」としての機能を発揮しました。
- 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する394路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。
- また、神奈川県警察及び神奈川県公安委員会では、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち59路線を緊急交通路指定想定路線として選定しており、災害時、指定します。大規模地震発生時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。
このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることとなります。
- 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。
- このため、道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所へ移動すること等の措置を命ずることとなります。
- 海上輸送として、県内で9つの物資受入れ港（港湾及び漁港）を指定し、海上からの緊急輸送が可能になるように備えています。
- ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県及び市町村は、大規模地震等の災害時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用ができるよう努めています。
- 県警察は、県全域においてヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊厚木航空基地内に分散基地を確保しています。
- 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。
- 国は、令和3年4月の踏切道改良促進法等の改正において、国が指定した踏切道において、鉄道事業者・道路管理者が災害時の管理方法をあらかじめ策定するよう義務付ける制度や都道府県が市町村管理道路の啓開・災害復旧を代行できる制度等を創設しました。

【課題】

- 大規模地震等の災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の地震対策が必要となります。
- 現在の緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、耐震性の向上はもとより、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要があります。
- 船舶による海上からの大量輸送は重要になりますが、岸壁など港湾施設の十分な耐震性の確保が課題となります。
- ヘリコプターの緊急輸送は、災害時初期にはその機動力で大きな威力を発揮しますが、そのためにはヘリコプター臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となっています。

特に大型ヘリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でもそこに多くの避難者がいる場合も考えておく必要があります。

また、県及び市町村は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ協議しておく必要があります。

- 被災状況により国や関係機関と連携し、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の実施により、交通及び輸送機能の早期回復を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、緊急交通路についての的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行（輸送）車両の事前届出制の運用などにより災害時の交通規制の円滑化を図ります。
- 県警察は、災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努めます。
- 県、市町村及び道路管理者は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。
- 県及び市町村は、緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、主要な市街地と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。
- 県は、災害時に、港湾、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時からの施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 県及び市町村は、災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図ります。
- 県及び県警察は、緊急交通路を迅速に確保できるように、交通規制、検問用資機材等の改良に努めます。
- 鉄道事業者・道路管理者は、災害時の踏切道の管理方法として、関係機関との災害時の連絡体制や長時間の通行遮断の解消に向けた手順、情報提供の仕組みなどの検討を進めます。
- 関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント^{※1}及び交通需要マネジメント^{※2}からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとします。
- 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとします。
- 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとします。
- 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとします。

※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

【主な事業】

1 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備

- 県、市町村及び道路管理者は、橋りょうの耐震性のさらなる向上を図るとともに、一般道と高速道や鉄道の立体交差点、トンネル等の重要構造物の安全点検を進めていますが、あわせて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行います。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。 [県土整備局]

2 緊急交通路等の機能確保のための施設整備

- 県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を高めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。 [警察本部]

3 緊急通行（輸送）車両の事前届出

- 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が災害時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用を努めます。 [くらし安全防災局、警察本部]

4 ヘリポート等の整備

- 県及び市町村は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。
さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。 [関係局]

5 港湾の整備及び復旧体制の整備

- 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと、災害時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討します。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるよう努めます。 [県土整備局]

6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

- 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。
また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。 [くらし安全防災局、県土整備局、警察本部]

7 燃料の確保

- 県は、大規模地震等の災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、神奈川県石油業協同組合と協定を締結し、燃料の確保対策を進めています。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-11-(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
- 3-11-(5) 陸上自衛隊ヘリコプター離発着の為に最小限所要地積
- 3-11-(6) 防災対応離着陸場選定基準
- 3-11-(7) 神奈川県県土整備局災害対応車両保有台数一覧表
- 3-11-(8) 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
- 3-11-(9) 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表
- 3-11-(10) 緊急交通路指定想定路一覧
- 3-11-(11) 緊急輸送道路一覧表
- 3-11-(12) 緊急輸送道路ネットワーク計画図

第12節 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

【現状】

- 地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止し、被災住民の不安を解消するためには、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となります。
- 地震で被災した建築物による人的二次災害の防止対策については、被災建築物の安全性を判定する応急危険度判定制度の整備を進めており、平成4年度から応急危険度判定士の養成を行い、令和4年度末現在 10,720 名の判定士が認定登録されています。さらに平成8年度からは、民間判定士の活動時の災害補償に備えた保険に加入し、判定調査表など判定資機材の備蓄を進めています。
- 地震又は降雨により被災した宅地の崩壊による人的二次災害の防止対策については、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度の整備を進めており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を行い、令和4年度末現在 3,080 名の判定士が認定登録されています。
- 危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」を設置し、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど判定の実施体制の整備を進めています。また、県内においては県内全市町村が参加する協議会を設置し、判定士養成講習会の開催や、模擬訓練を実施するなど制度の充実を図っています。
- 災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯について、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしており、実際に行う場合を想定しマニュアルを整備しました。

【課題】

- 応急危険度判定士の常時 10,000 名体制及び判定技術水準の維持が必要となっています。
- 発災後、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が迅速に活動体制に入れるように、判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、判定資機材の確保対策が必要となっています。さらに、地震等の発生時には、判定士自らが被災者になる可能性があり、全国協議会の検討を踏まえ、広域的な相互支援体制の拡充が必要となっています。
- 応急修理については、できる限り早期に修理できる対策が必要となっています。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士による判定を共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象として実施します。また、被災宅地危険度判定士による宅地の被災度の調査を、被災宅地を中心に実施します。
- 県及び市町村は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などに努め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を引き続き進めていきます。
- 県は、阪神・淡路大震災の教訓から広域的な支援体制の確立が不可欠であり、全国協議会の検討を踏まえ、引き続き相互支援の体制の拡充について検討していきます。
- 県は、東日本大震災等で応急危険度判定士の支援が広域的な連携で成果をあげた実績を踏まえ、危険度判定の広域支援体制のより一層の充実を図ります。
- 県は、市町村と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進めます。

【主な事業】

1 判定士の養成及び体制の整備

- 県及び市町村は、大規模な地震災害に備えるため、また市町村をはじめ他の都道府県との広域

的な相互支援など、より充実した判定活動が可能となるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び建築関係団体との協力体制の整備を行っていきます。 [県土整備局]

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

- 県及び市町村は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して判定を実施できるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。 [県土整備局]

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

- 県及び市町村は、迅速な判定活動が行えるよう、想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮、監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員を養成します。 [県土整備局]

4 相互支援体制の拡充

- 県は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、全国的、広域的な支援体制が不可欠であるという認識から、全国協議会での検討を踏まえ、近隣都県等との相互支援及び県内市町村間相互支援の体制を維持するとともに、拡充を検討していきます。 [県土整備局]
- 県は、全国協議会で行う応急危険度判定の広域支援を想定した連絡訓練への参加等により、広域支援体制のより一層の充実を図ります。 [県土整備局]

資 料

3-12 応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図

第13節 ライフラインの応急復旧対策

【現状】

- 県では、地震災害が発生した場合に、県民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。

また、県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」を平成11年6月1日に設置し、情報連絡体制等を検討し、衛星電話や県防災行政通信網等を活用した情報連絡体制を確保しました。
- 上水道については、発災により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を行っています。

また、県営水道では、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結、応急復旧用資機材の整備などを進めてきました。
- 下水道については、災害を未然に防ぐため、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良を行っています。

ポンプ場及び処理場においては、災害による停電に備え、自家発電式設備等を配置しています。また、管渠の破損に備え、可搬式ポンプ等の資機材を備蓄しています。
- 電気については、東京電力パワーグリッド株式会社において他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

なお、ヘリコプター、船舶については、非常時緊急出動用として社外と委託契約を締結し、対応可能となっています。
- 都市ガスについては、東京ガスネットワーク株式会社において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。

液化石油ガスについても（公社）神奈川県LPガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。
- 通信サービスは、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時（電話のかかりにくい状態）における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。

また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

【課題】

- 東日本大震災では、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生するとともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。そこで、復旧用資機材の備蓄強化など応急復旧が迅速に行えるようなさらなる体制の充実が必要です。そのため、各事業者においては、

対策を進める必要があります。

- 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、ブラックアウトによる大規模な停電が発生しました。ライフライン事業者が個々に進める対策とは別に、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、ライフライン停止時の情報提供や応急復旧活動における連携方策等についての検討が必要です

【取組の方向】

- 県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設が県民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めていますが、地震災害が発生した場合には、被害が生じることも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、大規模地震等の災害に備えて、応急復旧における連携や県民への情報提供等、地震防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、ビッグレスキューなどライフラインの応急復旧のための実働訓練を実施し、応急復旧体制の充実に努めます。
- 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めます。

【主な事業】

1 上水道対策

- 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。
また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。 [企業庁]

2 下水道対策

- 県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]

3 電気及びガス対策

- 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。
- 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めます。

4 通信サービス対策

- NTT東日本は、避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めます。また、NTTドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。

通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、震度7クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車によりバックアップを行います。

災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

資 料

3-13-(1) ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表

3-13-(2) 県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

第14節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 県では、災害廃棄物対策を推進するため、市町村が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために必要な県の役割等を定めた「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び発災後の具体的な業務内容を定めた「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」を平成29年3月にそれぞれ策定しました。
- 市町村においても、災害廃棄物等処理計画を策定するなど、対策を進めています。

【課題】

- 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本県で想定される地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されます。
- 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、原則として市町村が処理を行います。一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物等処理計画が未策定です。また、処理計画の実効性を確保するためには策定済の自治体においても継続的な見直しを図る必要があります。
- 大規模地震等の災害発生時など、市町村単独での対応が困難な場合を想定し、市町村域を越えた広域的な災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。
- がれきなど、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物が多く発生することが想定され、廃棄物処理事業者などの民間事業者との連携体制を構築する必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を策定することなどにより、災害時に災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備に努めます。
- 県は、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する県及び市町村等の担当者の対応力向上を図るとともに、自衛隊を含めた担当者間の顔の見える関係を築くことで、災害時の災害廃棄物処理体制を速やかに確立できるよう備えます。

【主な事業】

1 協力体制の構築

- 県及び市町村は、市町村における相互援助体制や民間事業者団体等との連携体制の検討・見直しを行います。 [環境農政局]
- 県は、県域を越えた広域的な処理体制の構築を推進します。 [環境農政局]

2 市町村等に対する技術的支援

- 市町村は、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行うとともに、仮置場候補地の確保に努めます。
- 県は、市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定等についての支援を行います。 [環境農政局]

3 職員の教育訓練

- 県は、県及び市町村等の職員を対象に、災害廃棄物に関する講習会や研修会を実施します。 [環境農政局]
- 県は、市町村及び民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。 [環境農政局]

4 一般廃棄物処理施設の災害対策等への支援

- 市町村等は、既存施設については耐震診断を実施するとともに、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。
- 県は、一般廃棄物処理施設の整備に関する国の交付金等についての助言その他支援を行います。

[環境農政局]

資 料

3-14

神奈川県災害廃棄物処理計画

第15節 広域応援体制等の拡充

【現状】

- 県は、災害時における人的、物的資源を確保するため、日頃から自衛隊、海上保安庁との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、緊急通行車両の事前届出の推進、医薬品、食料、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
- 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための短期的な応援職員派遣の仕組みとしては「応急対策職員派遣制度」を、中長期的な応援職員派遣の仕組みとしては「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」等を整備しています。
- 九都県市では、各都県市単独では対応が困難な大規模地震等の災害が発生した場合に備えて、九都県市が共同で取り組むべき災害時及び平常時の活動を定めた九都県市広域防災プランを定めています。
- 全国知事会及び関東地方知事会では、震災時の相互応援に関する協定を締結しています。
- 県及び市町村は、大規模地震等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 県は、大規模地震等の災害時において県内の消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県内消防広域応援実施計画」を策定しています。
- 県は、大規模地震等の災害時において、県外からの消防の広域応援が円滑に進むよう、受け入れのための手順を定めた「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」を策定しています。
- 県は、大規模地震等の災害時において、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や他の自治体からの応援が円滑に進むよう、受け入れるための手順を定めた「神奈川県災害時広域受援計画」を策定しています。
- また、県は、平成20年に在日米陸軍司令部及び海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する覚書」を締結し、在日米軍との相互応援体制の強化・向上を図っています。
- 県は、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、その分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を、小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。
また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内153箇所（令和2年3月1日現在）の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。
さらに、国等から供給される物資を受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための広域物資輸送拠点を指定するとともに、発災後、民間等の物資拠点から同拠点を確保できるよう、防災協定を締結しています。
- 市町村においても、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。
- 国では、平成28年3月、首都直下地震の発生時の各防災関係機関が行う応急対策活動の内容について、計画を定めています（令和元年5月7日及び令和2年5月29日改定）。

【課題】

- 阪神・淡路大震災では、広域的な応援は救援・救護、応急・復興対策に多大の貢献をしたものの、応援機関の職員が現地の地理に不案内であったり、使える道具が特殊であったため、効率的な応援がスムーズに実施されなかったことが指摘されています。

- また、応援機関の職員の寝食を賄う施設、体制について十分な準備ができていなかったことが、活動職員の安全対策のための課題となりました。
- 東日本大震災では、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多岐にわたる支援が長期間実施されました。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と市町村が連携した被災地域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に多機関からの応援を受入れる、受援体制を整備する必要があります。
また、長期にわたる応援が実施された場合に備えて、その活動を支えるための後方支援を充実させる必要があります。
- 東日本大震災を機に制度化された国によるプッシュ型支援、平成30年3月に制度化された国の応急対策職員派遣制度が定着しています。こうした支援を円滑に受け入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速に対応する必要があります。
- 改正災害救助法を踏まえ、県は、資源配分計画に基づき、県域全体で公平に物資等の供給が実施できるよう、広域的な観点から調整を行う必要があります。そのため、県災害対策本部における資源配分調整体制、現地災害対策本部を通じた情報収集体制など、総合調整機能を高める体制整備を進める必要があります。
- 自衛隊、海上保安庁等が円滑に応援活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておくことが必要です。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の充実が必要であるとともに、あらかじめ、災害時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 地震防災対策の推進に当たっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

【取組の方向】

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県及び市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化を図ります。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します。
- 県は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 県及び市町村は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めます。また、他県等への支援の経験を活かして本県の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。
- 県は、市町村への支援を強化するため、県災害対策本部の活動を補完する現地災害対策本部の機能を確保する観点から、職員の配備体制の実効性の確保や、研修や訓練の充実等、職員の対応力強化などに取り組みます。
- 県は、県災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑な運営を確保するため、救助実施市や関係機関と連携して、運用マニュアルの作成や研修、訓練の充実に取り組みます。
- 県は、平時から、市町村や防災関係機関との「顔の見える関係」の構築を図ります。
- 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めます。
- 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めます。

【主な事業】

1 広域応援の受入体制等の強化

- 県は、本県が大規模地震等の災害で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域受援計画について、訓練等を通じて、内容の検証と充実を努めます。

[くらし安全防災局]

- 県は、被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターを運営するとともに、その機能の充実を図ります。 [くらし安全防災局]

- 県は、津波等の大規模地震等の災害で沿岸部が広域に被災した場合に備え、足柄上合同庁舎及び県総合防災センターを後方応援拠点に位置づけ、人命救助に必要な資機材を整備するとともに、市町村の避難所運営を支援するための生活必需物資の整備を進めます。

[くらし安全防災局]

- 県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊及び神奈川県消防広域応援隊の活動環境の整備を支援します。 [くらし安全防災局]

- 県は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインとして施設名を表示します。また、市町村も同様に施設名の表示に努めるものとし、県は、市町村の取組を支援します。 [くらし安全防災局]

- 県は、市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。

[くらし安全防災局]

- 県は、全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むほか、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮します。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 九都県市は、九都県市広域防災プランに基づく広域応援・受援が円滑に行えるよう、災害時における実際の行動内容を整理した各種マニュアルの整備を進めます。 [くらし安全防災局]

- 市町村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。

- 県は、保健医療調整本部において迅速、的確に災害拠点病院等の救護班及び神奈川DMAT、神奈川DMAT-L、かながわDPATの派遣、活動の調整、全国から災害派遣医療チーム(DMAT)をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受け入れることができるような体制を整備していきます。 [健康医療局]

- 県は、迅速、的確に指定避難所における神奈川DMAT等の派遣、活動の調整、全国からの応援DMAT等の受入れができるような体制を整備していきます。 [福祉子どもみらい局]

2 応援機関との連携の強化

- 県は、各応援機関等と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。 [くらし安全防災局]

- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連携体制の充実と具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施します。 [くらし安全防災局]

- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。 [政策局、くらし安全防災局]

- 県は、九都県市域の相互応援を円滑に行うため、平常時から、応援受入体制の整備や情報の共有を行います。 [くらし安全防災局]

- 県及び市町村は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。 [くらし安全防災局]

- 県は、平時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図ります。 [くらし安全防災局]

3 市町村との応援体制の強化

- 県及び市町村は、大規模地震等の災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。 [くらし安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、大規模地震等の災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 県は、被災市町村への支援体制を強化するため、救助実施市との連携体制の充実に取り組みます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

資 料

- 3-15-(1) 神奈川県内消防広域応援実施計画
- 3-15-(2) 総合防災センター・消防学校の概要
- 3-15-(3) 神奈川県広域防災活動拠点運営要綱
- 3-15-(4) 神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱
- 3-15-(5) 広域応援活動拠点指定状況一覧
- 3-15-(6) 県西部地震対策応急資機材倉庫一覧
- 3-15-(7) 県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

第16節 県民の自主防災活動の拡充強化

【現状】

- 県内には、令和3年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主防災組織、婦人防火クラブなどの組織が77,623組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積極的に展開しています。
- 特に、企業防災組織としての自衛消防組織は76,556組織あります。
- 県は、市町村が行う自主防災組織の育成、活性化に向けた取組を支援するため、自主防災組織リーダー等研修会などの人材育成や資機材整備への財政支援に取り組んでいます。
- 平成25年の災害対策基本法の一部改正により、市町村内の一定の地区内の住民や事業者が、地区における防災力の向上を図るため、訓練や物資の備蓄などの自発的な防災活動に関する計画を、地区防災計画の素案として、市町村防災会議に提案することができることとなりました。
- 県は、消防団の担い手の確保を図るため、かながわ消防フェアの開催やかながわ消防団応援の店の普及などに取り組んでいます。

【課題】

- 大規模地震等の災害時には、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 阪神・淡路大震災においては、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再確認されましたが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- 東日本大震災においては、地域の人々の呼びかけにより津波からの避難を行っており、地域の防災リーダー等の育成が必要です。一方で、住民の避難誘導を行っていた消防団員が津波に巻き込まれ、犠牲となったケースが多発し、活動時における安全確保が課題となっています。
- 自主防災組織については、担い手の高齢化が進み、若年層を含めた担い手の育成が課題であり、あらゆる年代層を対象に自主防災活動への理解の促進や、防災意識の向上を図る必要があります。
- 就労環境の変化により、消防団員の被雇用者の割合が増加しており、消防団員の活動や確保に関して、雇用者である事業者の理解と協力が必要です。また、消防学校における団員教育の受講者確保も困難になってきており、団員の災害対応力の強化も課題です。

【取組の方向】

- 県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は市町村とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。
- 県は、自主防災組織の担い手の育成や活動の促進を図る方策の検討に取り組みます。
- 県は、地域防災の要となる消防団員の確保や災害対応力の強化に努めます。

【主な事業】

1 県民への周知等

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、マスク、消毒液、体温計やス

スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり、風呂への水の確保等火災予防対策、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局]

- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模地震等の災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。 [くらし安全防災局]

2 自主防災組織の育成

- 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。また、一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、市町村地域防災計画の中に位置づけます。
- 県は、総合防災センターの研修の動画配信などにより、研修機会の拡大を図るほか、積極的な自主防災活動事例のホームページでの紹介などにより、自主防災組織の活動促進を図ります。 [くらし安全防災局]

3 消防団の機能強化

- 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、国の消防団協力事業所表示制度について、県内認定事業所を県のホームページで紹介するなど、事業所の消防団活動への理解促進に努めます。 [くらし安全防災局]
- 市町村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、WEBでの団員基礎教育講座の動画配信など、教育機会の確保を図ります。 [くらし安全防災局]
- 県は、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に取り組む市町村を支援します。 [くらし安全防災局]

4 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとします。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めます。

- 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。

[くらし安全防災局、産業労働局]

資 料

- 3-16-(1) 自主防災組織育成基本方針
- 3-16-(2) 市町村自主防災組織状況一覧表

第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化

【現状】

- 阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した東日本大震災などの大災害においても、災害救援を行うボランティア活動は、被災地の人々の生活再建などに貢献してきました。
- 県内では、大規模地震等の災害の発生に備えて、「特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。
- 県では、災害時には、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動に必要な支援を行うこととしており、平常時からボランティア活動や関係機関との連携の強化に努めています。
また、災害時において、災害救援ボランティアがニーズに即した活動を効果的に展開することができるよう、平常時から災害救援ボランティアコーディネーター等の人材育成に取り組んでいます。

【課題】

- 大規模地震等の災害時には、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけますが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等が課題となります。
- ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要です。

【取組の方向】

- 県は、市町村等による災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のための行政機関と民間機関が連携した情報収集・発信の仕組みづくりを進めます。
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア、様々な分野のNPO等との連携強化や情報通信、物資調達運搬など企業等が持つ専門性を生かした支援活動との協力体制の構築を進めます。
- 県は、各種ボランティア養成講座等により育成した災害救援ボランティアコーディネーター等の人材のネットワーク化を進めます。
- 市町村は、地域の実情に応じて、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との連携の促進を図ります。
- 県及び市町村は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。
- 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。

【主な事業】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボラ

ンティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。 [政策局]
- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。 [政策局、くらし安全防災局]

2 ネットワークづくりの推進

- 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行います。 [政策局、くらし安全防災局]
- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携しボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。 [政策局]
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進めます。 [政策局、関係局]
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進めます。 [政策局、関係局]
- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、災害時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用

- 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。 [くらし安全防災局]
- 県は、災害時におけるボランティア活動を支援する人材を養成するため、かながわコミュニティカレッジ等において講座を開催し、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組み、コーディネートを担う人材の養成につなげます。
さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。 [政策局]
- 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等

- 県及び市町村は、大規模地震等の災害時に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成します。 [政策局]
- また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。 [政策局、くらし安全防災局]

資 料

- 3-17-(1) 神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル
- 3-17-(2) 神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書
- 3-17-(3) 災害時における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定
- 3-17-(4) 災害時相互協力協定

第18節 防災知識の普及

【現状】

- 県及び市町村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種広報媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、県民に対する防災知識の普及を図っています。
- 県は、県総合防災センターにおける各種災害の疑似体験や防災関連の展示、防災関係情報の提供、防災研修などの実施や、温泉地学研究所における地震活動等に関する学習コーナーの設置など、防災知識の普及啓発に努めています。
- 県内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

【課題】

- 東日本大震災では、これまでの想定を超える津波が発生し、大きな被害が発生しましたが、一方で、適切な避難行動をとることにより被害を防止又は軽減できた事例も見られました。強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速かつ自主的に避難するなど、津波発生時の避難行動等に関する知識の普及啓発が必要です。
- また、平成28年熊本地震では、強い揺れが連続して発生し余震も長く続くことで、多くの建物が倒壊や破損したため、建物の耐震化の啓発が必要です。また、揺れへの恐怖から車中避難した方にエコノミークラス症候群による死者が発生したため、避難生活を行う上での健康管理に関する知識の普及啓発も必要です。
- 東日本大震災が発生した際には、首都圏では、ターミナル駅周辺などで多数の帰宅困難者が発生しましたが、こうした帰宅困難者の発生を抑制するためには、平常時から、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知と、従業員が会社に留まるための環境整備が必要です。
- 自宅が倒壊や浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅避難も有効であることや、避難生活のための備蓄の重要性、避難所が地域の被災者支援の拠点となること等、安全な在宅避難に必要な知識の普及啓発を進める必要があります。
- 大規模地震等の災害時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応が重要となることから、県は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、県民の防災意識の向上を図ることが必要です。
- 県、市町村、防災関係機関の職員に対する計画的かつ継続的な研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習熟を図ることが必要です。
- 企業の自主防災の徹底を図るとともに、社会福祉、医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。
- 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要です。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要があります。

【取組の方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の考え方を持つことが大切であるため、県は、あらゆる機会を通じ、こうした自主防災意識の向上に市町村とともに努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

【主な事業】

1 地震防災戦略の普及啓発

- 県は、地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、市町村や防災関係団体と連携・協力し、積極的に広報を行うことで、県民や事業者等の防災意識の向上を図ります。〔くらし安全防災局〕

2 県民等への防災知識の普及

(1) 県民への防災知識の普及

- 県は、地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズ防災カードなどを活用し、県民の自助と共助の意識の向上を図ります。また、かながわシェイクアウトを通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図ります。〔くらし安全防災局〕
- 県は、県民の防災意識の向上を図るため、県の広報番組などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図ります。〔くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、健康医療局〕
- 県は、本県を震源地として県全域に甚大な被害をもたらした関東大震災について、その記録や遺構をデータベース化し、映像や県ホームページ上で広く周知することで、震災を自分事と捉え、自助・共助の意識向上につなげるため普及啓発を行います。〔くらし安全防災局〕
- 県は、県総合防災センターにおいて、各種災害を疑似体験できる各種体験コーナーや防災情報の展示、啓発イベントの実施、各種イベントへの出展、パンフレット・リーフレットの配布などにより、県民の防災意識の向上を図るとともに、防災情報・体験フロアの充実及び設備の改善を行います。〔くらし安全防災局〕
- 県は、温泉地学研究所における地震活動及び火山活動の観測や調査研究の成果、地震の歴史やメカニズムなどを分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。〔くらし安全防災局〕
- 県は、国と連携して、県の置かれた自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する情報の普及啓発に努めるとともに、地震被害想定調査で想定された震度分布等についての周知を図ります。〔くらし安全防災局〕
- 県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、分かりやすく発信します。〔くらし安全防災局、県土整備局、教育局〕
- 県は、緊急地震速報受信装置の設置を促進するほか、令和5年2月1日より、発表基準に長周期地震動階級が追加された趣旨を踏まえ、緊急地震速報発表時の対応等について周知を図ります。〔くらし安全防災局〕
- 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、国土地理院関東地方測量部と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。〔くらし安全防災局〕
- 県や市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図ります。
 - ア 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
[くらし安全防災局]

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

○ 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計やスマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、自動車へのこまめな満タン給油、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、感震ブレーカー等の設置、エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [くらし安全防災局、県土整備局]

○ 県は、災害時に被災者の健康に直結するトイレ対策として、家庭や避難所におけるトイレの備蓄の促進や在宅避難時のトイレ確保に関する普及啓発に努めます

○ 県及び市町村等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。 [くらし安全防災局]

○ 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメント(注)を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 津波防災に関する普及啓発

○ 県及び沿岸市町は、津波浸水想定を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。 [県土整備局]

○ 沿岸市町は、津波浸水想定及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等へ継続的に周知を図ります。県は、沿岸市町によるハザードマップの作成を支援します。 [くらし安全防災局、県土整備局]

○ 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び沿岸市町は、津波浸水想定や津波ハザードマップが土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めます。 [県土整備局]

○ 県及び沿岸市町等は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえて、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、津波警報等、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」（11月5日）においては、積極的に広報を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

(注) 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

(4) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及啓発

- 県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。[くらし安全防災局]
- 県は、独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図るとともに、今後国等の新たな対策を踏まえ、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。
[県土整備局]
- 県は、県民の耐震相談に的確に対応できるよう、市町村や建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談コーナーを充実、強化するとともに、耐震診断、耐震改修についての普及啓発を図るため、セミナーを開催します。
[県土整備局]
- 県及び市町村は、住宅性能表示制度の普及啓発に努めます。
[県土整備局]

(5) 高層建築物における防災対策の周知

- 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動に備えた家具の固定、ガラスの飛散防止のほか、エレベーター停止による閉じ込め、孤立化や在宅避難に備えた備蓄や、自主防災の仕組みづくりなどの防災対策について普及啓発を行います。
[くらし安全防災局]

(6) 帰宅困難者に関する普及啓発

- 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。
[くらし安全防災局]
- 九都県市では、帰宅困難者対策リーフレットやポスターを作成し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等について周知を図ります。
[くらし安全防災局]

(7) 自主的な防災活動の普及

- 災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）において、県、市町村、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。
[関係局]

(8) 南海トラフ地震対策の普及啓発

- 県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難場所・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。
[くらし安全防災局]

3 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- 社会福祉施設等の管理者は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非

常災害に関する具体的計画を作成するものとします。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努めます。

- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成、施設及び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食料等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスをを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の全職員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて防災力の向上に努めます。 [くらし安全防災局、産業労働局]

4 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料を公立学校に配布するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 県立学校は災害図上訓練(D I G)等の生徒参画型の実践的な防災教育を進めます。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の充実を促進します。 [福祉子どもみらい局]
- 県は、県内小中学校の教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図ります。 [くらし安全防災局]
- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。

5 職員に対する研修

- 県及び市町村は、職員に対する災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布、職員向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等により防災教育を行います。 [関係局]
- 県及び市町村は、災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。 [健康医療局]

資 料

3-18 地震災害の防災知識の普及事項

第19節 防災訓練の実施

【現状】

- 県は、毎年、防災週間を中心に、県民、市町村、県警察、自衛隊、医療機関等の防災関係機関等と協調して、南海トラフ地震及び首都直下地震等の大規模地震災害の発生を想定した、県・市町村合同総合防災訓練や、広域的応援についての九都県市合同防災訓練、かながわ消防訓練等を実施しています。
- 県は、災害時に備え、多様な主体と連携し、災害多言語支援センターの設置運営訓練を毎年実施しています。
- 県及び市町村は、災害時応急活動を迅速・的確に行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表、大規模地震災害の発生等を想定した各種対策本部の運営訓練や職員の緊急参集訓練、津波対策訓練、防災気象情報等の情報受伝達訓練及び図上訓練等を実施しています。
- 県警察は、災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施しています。
- 市町村は、防災週間を中心に、自主防災組織や県警察、防災関係機関等と連携し、地域密着型の防災訓練を実施しています。

【課題】

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、NPO・ボランティア等の連携による防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保される体制づくりが必要です。
- 国のプッシュ型支援や応急対策職員派遣制度の定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、防災関係機関の活動支援や物資の受入調整等、現地災害対策本部の新たな役割を踏まえた訓練や、災害対策本部の運営訓練の充実により、対応力を強化する必要があります。
- 複合災害など、多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。
また、各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など、適切な訓練の管理を行うとともに、災害対策本部と現地災害対策本部、市町村災害対策本部との連携を図ることも大切になります。
- 大規模地震等発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地域防災計画の習熟や、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施します。
- 県及び市町村は、夜間等様々な条件を想定し、地域や職場、学校等と協調したきめ細やかな訓練を定期的にも実施するとともに、関係機関の訓練とも協調し、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 県及び市町村は、災害時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定から現地での救助、救援など一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。
また、過去の災害対応の教訓の共有を図り、各地域における発生の可能性が高い災害を想定した

訓練、地域防災計画、各種マニュアル、応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施により地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。

- 県及び市町村は、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的、合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積により防災力の向上を図ります。

【主な事業】

1 多様な訓練の実施

- 県及び市町村は、地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模地震等の災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。

また、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、被災時の男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに充分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。

[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県、市町村及び防災関係機関は、様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応できるよう努めます。

[くらし安全防災局]

- 県は、災害対策本部を補完する現地災害対策本部との連携強化を図るための訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分連絡調整チームの運営訓練などを実施します。

[くらし安全防災局、地域県政総合センターほか関係局]

- 県は、災害対策本部が設置される災害時を想定し、言葉の壁がある外国人住民への被害を軽減するために、やさしい日本語及び多言語による情報提供や、行政窓口等への通訳及び外国人住民からの相談対応の役割を果たすことができるよう、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施します。

[国際文化観光局]

- 県は、県が所管する施設について、施設利用者等の避難誘導のための計画やマニュアルを定めるとともに、避難や安全確保に係る訓練を実施するほか、市町村と連携し、被災者の受入に係る訓練等の実施に努めます。また、各施設における訓練の実施状況を把握し、調査結果を公表して訓練の充実に努めます。

[くらし安全防災局ほか関係局]

2 実践的な訓練の実施

- 県、市町村及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、地震・津波やその被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の見直しを行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めます。

[くらし安全防災局ほか関係局]

3 広域応援機関と連携した訓練の実施

- 県は、各応援機関等と連携して、災害活動中央基地（県総合防災センター）や広域防災活動拠点等において緊急参集訓練や広域応援活動訓練を実施し、応援機関等の受入れについて習熟を図ります。

[くらし安全防災局、地域県政総合センター]

- 県は、市町村と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。

[くらし安全防災局]

- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した

訓練を実施します。

[くらし安全防災局、健康医療局]

- 県は、大規模地震等の災害時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する医療救護活動訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練（ビッグレスキューかながわ）を実施します。
[くらし安全防災局ほか関係局]

- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防災訓練などを実施します。
[政策局、くらし安全防災局]

4 地域特性に応じた訓練の実施

- 県及び市町は、津波情報伝達訓練、避難訓練、海上からの救出・救助訓練等を、県警察、自衛隊、第三管区海上保安本部や民間の救護組織と連携して実施します。
[くらし安全防災局]
- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。
[くらし安全防災局]
- 県は、中山間地における災害発生を想定した訓練を実施します。
[くらし安全防災局]
- 市町村は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

5 関係機関の訓練への参加

- 県警察及び第三管区海上保安本部は、各種災害訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めます。
[警察本部]

第20節 災害救助実施体制の充実

【現状】

- 避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市町村が主体となって実施しますが、被害が複数市町村にまたがるような大規模地震等の災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、市町村は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市町村が救助を実施する体制となります。
- 災害時に市町村と連携して円滑に災害救助が実施できるよう、平成30年11月に、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしました。

[災害救助事務の委任に関する事前の取決め]

救助の内容	実施機関
1 避難所の設置	市町村
2 応急仮設住宅の供与	県・市町村
3 炊き出しその他による食品の供与	市町村
4 飲料水の供給	市町村
5 被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村
6 医療、助産	県・市町村
7 被災者の救出	市町村
8 被災した住宅の応急修理	市町村
9 学用品の供与	市町村
10 埋葬	市町村
11 死体の搜索	市町村
12 障害物の除去	市町村

※上記を基本に、災害の規模・態様及び地域の特性等により、委任する事務の範囲を調整する。

- 平成30年6月、災害救助法が改正され、内閣総理大臣の指定により、政令指定都市が、救助実施市として救助の実施主体となれることとなり、本県の3つの政令指定都市は、平成31年4月、救助実施市に指定されました。
- 救助の実施主体が複数になることで、県内で公平な救助を実施することが課題となるため、同法改正で、適切で円滑な救助を実施するため、県が救助実施市や関係機関との広域調整を行うことが明記されました。本県では、この法改正を受け、平成30年12月に、県の広域調整の下で災害救助を実施するための資源配分計画を、全国に先駆けて策定し、本計画に基づき災害救助を実施することに関して、3政令指定都市と覚書を締結しました。
- 資源配分計画では、県の地震被害想定に基づく資源配分の目安や、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置して配分調整を行うこと、災害救助に係る連絡会議を設置し、平時から関係機関の連携を確保することなどを定めています。
- なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分のための個別計画がある分野は、それぞれの計画に従い対応します。応急仮設住宅に関しては、平成30年12月に、応急仮設住宅に関する資源配分計画を策定しています。
- 応急仮設住宅に関する資源配分計画では、資源配分の対象、資源の事前配分、建設型応急住宅の

設置計画の事務オペレーション、特別基準の協議などについて定めています。

- 建設型応急住宅の事前配分では、発災後速やかに建設に着手するため、関係団体において発災1ヵ月後までに供給可能な建設戸数について、人口割合に応じた配分戸数を設定しています。
- 令和3年5月、災害救助法が改正され、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになりました。

【課題】

- 大規模地震等の災害時に円滑に災害救助を実施するためには、資源配分計画に基づき、県の広域調整権のもとで、救助実施市や国、物資の供給や輸送、保管などを担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平時から確保しておく必要があります。
- 救助実施市以外の市町村に対しては、事務委任の事前の取決めに基づく救助の実施体制を確保するほか、県と救助実施市が連携して市町村を支援する体制を整える必要があります。
- 市町村支援の体制強化として、市町村の被災状況や支援ニーズを迅速に把握し、県内外からの応援につなげるための県の体制を充実させる必要があります。
- 災害救助法が適用された災害が数少ないため、災害救助の実務について、県、市町村職員の対応力を強化する必要があります。

【取組の方向】

- 災害救助に係る連絡会議等を通じて、国や救助実施市、物資や応急仮設住宅の供給、輸送、保管を担う事業者、医療関係団体などとの顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの運営や市町村への応援活動が円滑にいくよう、運営マニュアルの整備・充実を図り、研修や訓練を充実させます。
- 県は、被災市町村に近い現地災害対策本部が災害対策本部を補完することで一元的に情報収集を行う体制の充実を進めます。
- 災害救助の実務や各救助内容の専門的な知識やノウハウの習得を図るための県・市町村職員向けの研修の充実を図ります。

【主な事業】

1 災害救助の実施体制の確保

- 県と救助実施市は、災害救助法の規定に従い、災害救助基金を運用するほか、災害救助の実施体制の整備に努めます。 [くらし安全防災局ほか関係局]
- 災害救助基金を活用した毛布を、二俣川に設置した災害救助用の倉庫のほか、県内複数個所に分散備蓄し、災害時の円滑な供給に備えます。 [くらし安全防災局]

2 関係機関との連携確保

- 市町村への支援を円滑に行うため、物資等の供給や輸送、保管等に関して、民間団体との協定の充実を進めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]
- 災害救助に係る連絡会議や、国や救助実施市、協定事業者が連携した研究会を通じて関係機関の連携体制の一層の強化を図ります。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

3 災害救助の運用体制の充実

- 資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実を努めます。 [くらし安全防災局、環境農政局、産業労働局]

- 災害救助の事務手続きや、避難所や物資拠点の運営など、災害救助の実務に関する研修を実施し、県や市町村職員の対応力強化を図ります。 [くらし安全防災局]

資 料

- 3-20-(1) 災害救助に係る神奈川県資源配分計画
- 3-20-(2) 応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

